

○屋外広告物条例施行規則

〔平成6年5月26日
規則第25号〕

改正	平成6年10月27日規則第45号	平成7年1月26日規則第2号
	平成7年4月13日規則第25号	平成7年8月24日規則第29号
	平成7年11月30日規則第41号	平成8年1月29日規則第1号
	平成8年4月30日規則第21号	平成8年9月30日規則第30号
	平成9年1月27日規則第1号	平成9年9月25日規則第34号
	平成11年2月25日規則第2号	平成11年12月27日規則第52号
	平成12年3月30日規則第30号	平成12年7月31日規則第47号
	平成14年3月28日規則第24号	平成15年8月28日規則第50号
	平成16年3月22日規則第2号	平成16年12月27日規則第52号
	平成17年2月7日規則第1号	平成17年9月1日規則第50号
	平成18年2月2日規則第2号	平成18年3月23日規則第11号
	平成18年3月30日規則第28号	平成18年3月31日規則第32号
	平成18年10月31日規則第54号	平成19年11月1日規則第47号
	平成20年3月31日規則第17号	平成20年9月18日規則第39号
	平成21年1月29日規則第1号	平成21年7月6日規則第36号
	平成22年12月24日規則第45号	平成22年3月18日規則第8号
	平成23年2月24日規則第2号	平成24年3月22日規則第11号
	平成24年9月24日規則第35号	平成26年3月24日規則第8号
	平成27年3月26日規則第10号	平成28年3月24日規則第13号
	平成29年7月3日規則第31号	平成30年2月19日規則第1号

屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

屋外広告物条例施行規則

屋外広告物条例施行規則（昭和37年長野県規則第10号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 屋外広告物の制限（第2条―第11条の2）
- 第3章 屋外広告業の登録等（第12条―第13条の8）
- 第4章 講習会（第14条―第16条）
- 附 則

第1章 総則

追加〔平成18年規則11号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 屋外広告物の制限

追加〔平成18年規則11号〕

（屋外広告物表示禁止物件）

第2条 条例第2条第1項第7号の規則で定める広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

- (1) はり紙、はり札及び立看板
- (2) 巻付広告にあっては、地表から1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、

又は設置するもの

(3) 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの

ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの

イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの

ウ 歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下同じ。）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。）の別区のある道路にあっては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの

エ 歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ4.7メートル未満のもの

2 条例第2条第1項第9号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 送電塔

(2) 貯水塔

(3) 高架構造物

(4) よう壁（道路の防護施設に限る。）

(5) 路上変電塔

(6) カーブミラー

(7) パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条第2項に規定する設備をいう。）

一部改正〔平成19年規則47号〕

（点検）

第3条 条例第3条の2第1項の点検（以下この条及び第11条の2において「点検」という。）は、広告物等を表示し、設置し、又は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとし、その方法は別に定める。

2 点検の対象とする広告物等は、次の各号に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

(1) はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーン

(2) 壁面等に描かれたもの

(3) 前2号に掲げるものに類する簡易なもの

(4) 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

3 条例第3条の2第2項の規則で定める広告物等は、高さが4メートルを超える広告物等とする。

4 条例第3条の2第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

(5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認めた者

5 点検の結果の記録は、当該広告物等を除却するまでの間、保存するものとする。

全部改正〔平成29年規則31号〕

（屋外広告物禁止地域）

第4条 条例第4条第1項第2号の規則で定める地域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第4条第1項第3号の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

（屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例）

第5条 条例第5条（条例第8条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。

2 条例第5条の規則で定める期間は、6月とする。

（適用除外）

第6条 条例第6条第3号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの（以下「自己用広告物」という。）については、表示面積の合計10平方メートル以下のもの
 - (2) 祭典その他慣例上使用するものについては、祭典その他年中行事等のためにするもの
 - (3) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの
 - (4) 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- 一部改正〔平成7年規則25号〕

第7条 削除 削除〔平成12年規則30号〕
 （適用除外に係る案内のための広告物等の許可基準等）

第8条 条例第7条第1項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

項 目		基 準
表示の方法	表示面積	1面0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下（条例第4条第1項第3号に掲げる地域にあつては、1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下）。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあつては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	地上からの高さ	5メートル以下
	色 彩	地色の彩度8以下
	そ の 他	次に掲げるものを使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
個 数	1地点又は1施設について市町村の区域内に2個以内	

- 2 条例第7条第3項（条例第8条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。
- 3 条例第7条第3項の規則で定める期間は、6月とする。

一部改正〔平成12年規則30号〕

（屋外広告物許可地域）

- 第9条** 条例第8条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第3のとおりとする。
- 2 条例第8条第1項第2号の規則で定める地域又は場所は、別表第4のとおりとする。
 - 3 条例第8条第2項の規則で定める基準は、別表第5のとおりとする。
 - 4 条例第8条第4項第2号の規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 自己用広告物については、表示面積の合計15平方メートル以下のもの
 - (2) 第6条第2号から第4号までに掲げるもの

一部改正〔平成7年規則25号・12年30号〕

（屋外広告物特別規制地域）

第10条 条例第9条第2項の規定による屋外広告物特別規制地域の指定並びに条例第10条第2項の規則で定める基準、同条第3項の規則で定める期間、同条第5項の規則で定める期間及び同条第6項第2号の規則で定めるものは、別表第6のとおりとする。

(許可の更新の基準)

第11条 条例第12条第2項において準用する条例第7条第1項及び第8条第2項の規則で定める基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

一部改正〔平成12年規則30号〕

(点検結果の報告)

第11条の2 条例第12条の2の規定による点検結果の報告は、許可の更新の申請と併せて行うものとする。

2 前項の場合における点検は、許可の有効期間満了の日の60日前から当該申請の日までの間に行われたものでなければならない。

追加〔平成29年規則31号〕

第3章 屋外広告業の登録等

追加〔平成18年規則11号〕

(登録の更新の申請期限)

第12条 条例第19条第3項の規定による登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

全部改正〔平成18年規則11号〕

(登録の申請)

第13条 条例第20条第1項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第20条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(次号及び第3号において「申請者」という。)が法人である場合又は屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であってその法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書
- (2) 申請者(法人である場合においてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においてはその役員)を含む。)の略歴を記載した書面
- (3) 申請者が選任した業務主任者が条例第21条第1項に規定する要件を備えた者であることを証する書面

全部改正〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成23年規則11号〕

(登録簿の閲覧)

第13条の2 条例第20条の2第3項の規定により屋外広告業者登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、長野県建設部都市・まちづくり課とする。

- 2 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日は、登録簿を閲覧することができない。
- 3 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備える屋外広告業者登録簿閲覧簿に所定の事項を記載し、職員に申し出なければならない。
- 5 登録簿を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 職員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。
 - (2) 登録簿を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- 6 知事は、登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

追加〔平成18年規則11号〕、一部改正〔平成18年規則32号・54号・19年47号・20年17号〕

(変更の届出)

第13条の3 条例第20条の4第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届(様式第2号)により行わなければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- (1) 条例第20条第1項第1号から第3号までに掲げる事項（登記簿に記録されている事項に限る。） 登記事項証明書
- (2) 条例第20条第1項第4号に掲げる事項 法定代理人の略歴を記載した書面
- (3) 条例第20条第1項第5号に掲げる事項 第13条第3号に規定する書面

追加〔平成18年規則11号〕

（廃業等の届出）

第13条の4 条例第20条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届（様式第3号）により行わなければならない。

追加〔平成18年規則11号〕

（業務主任者の資格の認定）

第13条の5 条例第21条第1項第4号に規定する認定は、次の各号に掲げる要件を満たす者について行うものとする。

- (1) 広告物等の表示又は設置の責任者として5年以上の実務経験を有すること。
- (2) 次項の規定による申請の日前5年以内に屋外広告物に関する法令に違反していないこと。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、同項第1号に掲げる要件を満たすことを証する雇用者の証明書を添えて申請しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により認定したときは、認定書を交付するものとする。

追加〔平成18年規則11号〕

（帳簿の記載事項等）

第13条の6 条例第21条の3の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の種類及び数量
- (3) 広告物等を表示し、又は設置した場所
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 契約金額
- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次項において「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示されるときは、当該記録をもって条例第21条の3に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 前項の帳簿（同項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、広告物等の表示又は設置に係る契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間保存しなければならない。

追加〔平成18年規則11号〕

（屋外広告業者監督処分簿の閲覧）

第13条の7 第13条の2の規定は、条例第22条の3第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。この場合において、第13条の2第1項中「条例第20条の2第3項」とあるのは「条例第22条の3第1項」と、同条第4項中「屋外広告業者登録簿閲覧簿」とあるのは「屋外広告業者監督処分簿閲覧簿」と、同条第6項中「前項」とあるのは「第13条の7において準用する前項」と読み替えるものとする。

追加〔平成18年規則11号〕

（身分証明書）

第13条の8 条例第22条の4第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

追加〔平成18年規則11号〕

第4章 講習会

追加〔平成18年規則11号〕

(講習会)

第14条 条例第23条の規定による講習会（以下「講習会」という。）は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 屋外広告物の法令に関する事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

2 知事は、講習会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、場所その他講習会の実施に関し必要な事項を公告するものとする。

一部改正〔平成18年規則11号〕

(講習会修了証書)

第15条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証書を交付するものとする。
(講習会の一部免除)

第16条 知事は、第3条第4項第1号から第4号までに掲げる者（同項第4号に掲げる者にあつては、同号に規定する帆布製品製造に係るものに限る。次項において同じ。）が、講習会を受けようとするときは、第14条第1項第3号に規定する事項を免除するものとする。

2 前項の規定による一部免除を受けようとする者は、第3条第4項第1号から第4号までに掲げる者のいずれかに該当することを証する書類の写しを添えて申し出なければならない。

一部改正〔平成7年規則41号・20年39号・29年31号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に条例第8条第1項の規定による許可（条例附則第4項の規定により、条例第8条第1項の規定による許可を受けているものとみなされる場合を含む。）を受けて軽井沢町屋外広告物特別規制地域の区域に表示し、又は設置されている広告物等に係る許可及び許可の更新の基準については、平成12年6月30日までの間は、なお従前の例による。

(市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

3 市町村長に対する事務の委任に関する規則（昭和55年長野県規則第7号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(長野県景観条例施行規則の一部改正)

4 長野県景観条例施行規則（平成4年長野県規則第41号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成6年10月27日規則第45号）

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年1月26日規則第2号）

この規則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年4月13日規則第25号）

この規則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成7年8月24日規則第29号）

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成7年11月30日規則第41号）

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成8年1月29日規則第1号）

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成8年4月30日規則第21号）

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成8年9月30日規則第30号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年1月27日規則第1号）

この規則は、平成9年2月1日から施行する。

附 則（平成9年9月25日規則第34号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年2月25日規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（諏訪郡原村道6503号線及び諏訪郡原村道8158号線に係る部分に限る。）は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（平成11年12月27日規則第52号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第30号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月31日規則第47号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月28日規則第50号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第52号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項に規定する地域については、同規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月7日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、（中略）第2条中屋外広告物条例施行規則別表第2の改正規定（一般国道19号の項の改正規定及び木曾郡山口村道1－2号線の項から木曾郡山口村道1－4号線の項までを削る改正規定に限る。）は、同年2月13日から施行する。

附 則（平成17年9月1日規則第50号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の一般国道19号の項の改正規定（「木曾郡木曾福島町道神戸和合線」を「木曾郡木曾町道神戸和合線」に改める部分及び「木曾郡日義村」を「木曾郡木祖村」に改める部分に限る。）及び同表のふるさと林道台ヶ峰線の項の改正規定 平成17年11月1日

(2) 別表第2の一般国道19号の項の改正規定（「北安曇郡八坂村」を「大町市」に改める部分に限る。）、同表の県道長野大町線の項及び県道白馬美麻線の項の改正規定並びに別表第6の改正規定（白馬村屋外広告物特別規制地域に係る部分に限る。） 平成18年1月1日

附 則（平成18年2月2日規則第2号）

この規則は、平成18年2月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の県道真田東部線の項の改正規定、同表の長野市道千曲河畔線の項の次に次のように加える改正規定、同表の東御市道浦久保・山崎線の項の改正規定及び同表の小県郡丸子町道丸子北御牧線の項を削る改正規定 平成18年3月6日

(2) 別表第2の一般国道254号の項の改正規定及び同表の県道諏訪白樺湖小諸線の項の次に次のように加える改正規定 平成18年4月1日

附 則 (平成18年3月23日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項に規定する地域については、同規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日規則第32号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月31日規則第54号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定、第13条の2第1項の改正規定、別表第2の一般国道18号の項の改正規定、同表に県道あづみの公園大町線の項を加える改正規定及び同表に大町市道大崎西原線の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項、第9条第1項又は同条第2項に規定する地域については、同規則別表第2、別表第3又は別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年1月29日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項に規定する地域については、同規則別表第1から別表第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年7月6日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に表示し、又は設置された屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)第4条第2項又は第9条第1項に規定する地域については、

新規則別表第2又は別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月24日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2の一般国道19号線の項の改正規定及び県道長野大町線の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項又は第9条第1項に規定する地域については、同規則別表第2又は別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月18日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項に規定する地域については、同規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月24日規則第2号）

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第8号）

この規則は平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2の高速自動車国道中央自動車道長野線の項の改正規定及び別表第3の高速自動車国道中央自動車道長野線の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月3日規則第31号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日規則第1号）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

